

## 岐阜市社会福祉法人連絡会 会則

### (名称)

第1条 この会は、岐阜市社会福祉法人連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 連絡会は、市内社会福祉法人が相互に情報交換を行い、地域の課題やニーズを把握し、連携と協働により誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる地域社会の推進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 連絡会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

- (1) 相互の資質向上や情報交換及び交流に関する事
- (2) 福祉ニーズの把握及び課題解決の取り組みに関する事
- (3) 連絡会内の連携による事業の企画・検討及び実施に関する事
- (4) 連絡会で把握・実施する事業の周知・広報に関する事
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

### (会員)

第4条 この会の会員は、連絡会の目的に賛同した岐阜市内に法人所在地がある社会福祉法人等であり、入会登録（様式1）を行った者とする。

なお、会員とは別にオブザーバーを置くことができる。

### (入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長あて提出する。

- 2 会員は入会申込内容に変更が生じた場合は、速やかに会長に申し出る。

### (会費)

第6条 連絡会の会費は、一法人年間5,000円とする。

### (退会)

第7条 会員は、退会届（様式2）を会長に提出し退会することができる。

### (役員)

第8条 連絡会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
監事	2名

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の事業運営及び会計を監査する。

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、監事を選任は、会員の互選により総会において選出する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の仕事は、前任者の仕事の満了する時までとする。
- 3 役員は任期満了後も、新たに選任された者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第12条 連絡会の会議は会長が招集し、過半数の出席で会議は成立する。ただし、あらかじめ書面により意思を表示した場合は、出席とみなす。

- 2 会長は次に定める事項を議決するため、年一回総会を招集しなければならない。
  - (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び決算
  - (2) その他連絡会の運営に関し重要な事項
- 3 総会および役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(会計年度)

第13条 連絡会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第14条 連絡会の事務局は、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会事務局内に置く。

- 2 事務局は連絡会の事務及び会計をおこなう。

(会則の変更)

第15条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会出席会員の過半数の賛成を必要とする。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この会則は、令和3年10月5日から施行する。